

級別職員数等の状況

① 行政職Ⅰの級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	基準となる職務内容	職員数	構成比
1 級	1 主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、学芸員、臨床心理士、芸術振興専門員、教育指導員及び社会教育主事の職務 2 主事補及び技師補の職務	24 人	7.02%
2 級	・高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、学芸員、臨床心理士、芸術振興専門員、教育指導員及び社会教育主事の職務	15 人	4.39%
3 級	・主査の職務、主任の職務	165 人	48.25%
4 級	・課長補佐の職務、副参事の職務、危機管理補佐監の職務、室長補佐の職務、課に付置する室の長の職務(副参事に限る。)、保育園長の職務、クリーンセンター所長補佐の職務、青果市場長の職務、幼稚園長の職務、中央図書館長補佐の職務	76 人	22.20%
5 級	・課長の職務、参事の職務、課に付置する室の長の職務(参事に限る。)、事務局長の職務(議会事務局長を除く。)、危機管理監の職務、中央図書館長の職務、クリーンセンター所長の職務	41 人	12.00%
6 級	・次長の職務、理事の職務(7級の職にある者を除く。)	11 人	3.22%
7 級	・市長公室長の職務、部長の職務、議会事務局長の職務、理事の職務	10 人	2.92%

② 行政職Ⅱの級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 一般技能職員(物の製造若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 2 調理等の家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という。)の職務 3 自動車運転手の職務 4 用務員、労務作業員等(以下「用務員等」という。)の職務	0 人	0.00%
2 級	経験を有する前記の職	3 人	37.50%
3 級	・相当な技能又は経験を必要とする前記の職、一般技能職員、家政職員、自動車運転手又は用務員等を直接指揮監督する職員の職務	5 人	62.50%